理数系科目の基礎学力向上及び主体的な学習習慣の定着に向けたAI学習支援業務委託
公募に関する説明書

公告日　令和８年11月12日

1　担当課

茨城県教育庁学校教育部高校教育課　担当　西田
〒310-8588　茨城県水戸市笠原町978番６
電　話　029-301-5260　　FAX　029-301-5269
E-mail　koukyou@edu.pref.ibaraki.jp

2　業務の内容等

（１）業務名

理数系科目の基礎学力向上及び主体的な学習習慣の定着に向けたAI学習支援業務

（２）業務の目的

県立つくばサイエンス高等学校を拠点校とし、協力校８校とともに、AIドリルによる個々の学習状況に応じた学習支援及びアセスメントによる資質・能力等の把握を行う。これらの結果を授業改善、学習習慣の形成及び生徒の自己理解に生かし、科学的思考力を備えた人財の育成に向けた理数教育の充実を図ることを目的とする。

（３）業務の内容

理数系科目の基礎学力向上及び主体的な学習習慣の定着に向けたAI学習支援業務仕様書のとおり

（４）委託期間

契約を締結した日から令和９年３月31日まで

AIドリル利用期間は令和９年１月１日から同年３月31日までとし、利用開始に必要な準備は令和８年12月中に完了すること。

（５）見積限度額

24,394,400円（消費税及び地方消費税を含む。）

なお、この額は、事業内容の規模を指示するものであり、予定価格を示すものではないことに留意すること。

見積額には、利用料、受検料、導入支援、研修、分析・報告、旅費その他本業務に必要な全ての経費を含め、拠点校分と協力校分を区分して内訳を示すこと。見積限度額を超える提案は審査対象としない。

3　競争参加者の資格に関する事項

本プロポーザルに参加しようとする者は、以下の全ての要件を満たすこと。

（１）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４第１項の規定に該当していない者であること。また、同条第２項の規定に基づく茨城県への入札参加の制限を受けていない者であること。

（２）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

（３）破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づき破産手続開始の申立てがなされている者でないこと。

（４）茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第２条第１号から同条第３号に規定する者でないこと。

（５）高校生を対象とした、AI 等を活用して個々の学習状況に応じた学習支援を行うデジタル教材の提供又は導入支援の実績があること。

４　企画提案書の提出

（１）提出書類

ア　企画提案提出書（様式第１号）

イ　資格要件に関する申立書（様式第２号）

ウ　企画提案書（任意様式）

※仕様書 「５ 業務の内容」 について提案すること。

※仕様書の各要求事項との対応、対象校別の支援範囲、実施日程、情報管理体制及び成果物を明示すること。

※審査用の企画提案書には、提案者を識別できる名称、ロゴ等を記載しないこと。

※提案サービスの仕様・測定内容・利用規約及び業務実績を確認できる資料は、別添の確認資料として提出すること。

エ　見積書（任意様式。内訳を付し、提案書と別に提出すること。）

オ　資格・実績確認資料及びサービス確認資料（任意様式）

（２）提出方法

PDF 形式のデータを、電子メールで提出すること。

（３）提出期限

令和８年 11 月 30 日（月）午後４時（必着）

（４）提出先

茨城県教育庁学校教育部高校教育課　担当　西田　宛

E-mail　koukyou@edu.pref.ibaraki.jp

５　プレゼンテーション

実施しない。必要に応じ、提出内容について書面による確認を行う。

６　業務委託予定者の選定

（１）選定方法

担当課内に設置する審査委員会において、提出された企画提案書を次の（２）の評価項目に基づき審査し、優先交渉者を決定する。各審査委員の総得点の平均が 50 点以上である者のうち、平均点が最も高い者を優先交渉者とする。応募者が１者の場合も同じ基準とする。同点の場合は、業務実施方針及び手法等の平均点、次いで業務の実施体制の平均点の順に比較し、なお同点の場合は審査委員会の協議により決定する。

（２）企画提案を特定するための評価項目

ア　業務実施方針及び手法等

(ｱ) 仕様書等の理解度

(ｲ) 実施方針及び業務手法の妥当性、的確性、独創性、実現性

イ　事業者の業務実績

(ｱ) 過去の同種又は類似業務の実績

(ｲ) 情報セキュリティ管理体制

ウ　業務の実施体制

(ｱ) 業務責任者

ａ　専門分野等の適切性（専門分野に係る学識、資格、職歴など）

ｂ　類似性の高い業務の経験（業務経歴）

ｃ　その他評価すべき事項（データ分析や教員研修等の実績）

(ｲ) 実施体制の妥当性

エ　提案内容に比した見積額の妥当性

オ　その他

上記の評価項目に含めて評価し、別枠の加点は行わない。

（３）審査結果の通知

ア　審査結果は、審査委員会終了後に通知する。

イ　審査の経過及び審査委員個人の評価内容は公表しない。ただし、法令等に基づく場合を除く。

ウ　本公募における審査結果について、再審査の申出は受け付けない。

（４）業務委託の方法

茨城県は、上記に基づき選定した事業者から再度見積書を徴し、見積金額が茨城県財務規則（平成５年茨城県規則第 15 号）第 146 条の規定に基づき作成する予定価格の制限の範囲内であった場合において、委託契約を締結する。なお、採用決定後に、企画提案内容から変更して委託することがある。

（５）その他

ア　書類等の作成に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

イ　企画提案書の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。なお、提出された企画提案書等は返却しない。

ウ　企画提案書に虚偽の記載をした場合は、企画提案書を無効にするとともに、不利益処分を行うことがある。

エ　契約保証金　契約の相手方は、契約金額の 100 分の 10 以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、茨城県財務規則第 138 条第２項第６号に該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

7　質問の受付

（１）質問の受付

本説明書の内容に関する質問等については、質問・回答書（様式第３号）により、令和８年 11 月 19 日（木）午後４時まで、担当課への電子メールにて受け付ける。

（２）質問に対する回答

質問に対する回答は、令和８年 11 月 24 日（火）午後５時までに、質問者へ電子メールで通知するとともに、提案条件に関わる内容は質問者名を伏せて茨城県教育委員会ホームページに掲載する。